

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	南 丹 市

## 南丹市鳥獣被害防止計画

### <連絡先>

担当部署名 農林商工部農山村振興課  
所在地 京都府南丹市園部町小桜町 4 7 番地  
電話番号 0771-68-0012 (直通)  
FAX 番号 0771-63-0654  
メールアドレス nousanson@city.nantan.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・アライグマ・ヌートリア・ハクビシン・ツキノワグマ・カラス・カワウ（アオサギ・ダイサギ・チュウサギ含む）
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	南丹市

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
ニホンジカ	水稻、麦類、野菜、果実類、豆類、植林木、特用林産物	被害面積 32.3ha 被害金額 14,158千円
イノシシ	水稻、麦類、野菜、果実類、豆類、いも類、特用林産物	被害面積 23.0ha 被害金額 7,209千円
ニホンザル	野菜、果実類、豆類、いも類、特用林産物	被害面積 0.7ha 被害金額 390千円
アライグマ	水稻、野菜、果実類	被害面積 0.9ha 被害金額 314千円
ヌートリア	水稻、野菜、果実類、豆類	被害面積 0.1ha 被害金額 139千円
ハクビシン	野菜、果実類	被害面積 0.3ha 被害金額 5千円
ツキノワグマ	野菜、果実類、植林木、特用林産物	被害面積 0.7ha 被害金額 863千円
カラス	野菜、果実類、豆類、畜産被害	被害面積 0.6ha 被害金額 630千円
カワウ（サギ類による被害含む）	放流淡水魚	被害面積 — 被害金額 7,710千円

(2) 被害の傾向

<p>〔ニホンジカ〕</p> <p>市内全域に生息し年間を通じて水稻、麦類、野菜、果実類、豆類に大きな被害が発生している。特に、山間部、山際及び河川沿いの農地に被害が多く発生している。また、森林においてスギやヒノキなどの植林木、特用林産物</p>
---

の食害や下層植生の消失等被害が発生している。

〔イノシシ〕

市内全域に生息し、年間を通じて水稻、麦類、野菜、果実類、豆類、いも類、特用林産物に大きな被害が発生している。一時、豚熱蔓延による個体数減少の影響から被害が減少していたが、令和4年度から増加に転じている。掘り返しによる畦畔や農道の崩落、農業用水路の破損、防護柵の損壊も多く発生しており農業用施設への影響が甚大である。

〔ニホンザル〕

大きな群れでは園部町西本梅地区・摩気地区に園部A群、美山町知井地区・平屋地区に美山A群が出没しており、美山町鶴ヶ岡地区に美山B群、美山町大野～日吉町胡麻地区に和知B群が出没している。最近ではこれまで出没のなかった八木町東地区で群れの出没が確認されている。

園部A群、美山A群による野菜、果実類、豆類、いも類、特用林産物への大きな被害が発生しているほか、人を威嚇するなど人慣れが進む個体もあり人身被害の危険性が高まっている。

〔アライグマ〕

市内全域に生息し、年間を通じて野菜、果実類への被害が大きい。また、住居侵入などの生活環境への被害や文化財の損壊等も多く発生している。

〔ヌートリア〕

桂川水系付近の農地に出没し、水稻、野菜、果実類、豆類に被害が発生している。

〔ハクビシン〕

市内全域に生息し、野菜、果実類に被害が多く発生している。また、住居侵入など生活環境への被害や文化財の損壊等も発生している。

〔ツキノワグマ〕

美山町、日吉町の山間部や山際に多く、八木町や園部町の一部地域にも出没している。山間部では植林木への樹皮剥ぎ被害があるが、野菜、果実類、植林木、特用林産物への被害が大きく養蜂業への影響も大きい。また、近年、人里への出没が頻繁に確認されており令和6年度に人身被害も発生している。

〔カラス〕

市内全域に生息し、野菜や果実類、豆類など農作物被害を引き起こしているほか、市街地等におけるゴミの食い散らかし等の被害がある。また、畜舎において飼料を食害するほか分娩場の親牛や生後間もない子牛を攻撃する等の被害が発生している。

〔カワウ（サギ類による被害含む）〕

市内の河川において、アユやアマゴなどの放流淡水魚を食害し、水産業に甚大な被害を及ぼしている。

### (3) 被害の軽減目標

特に大きな農林業被害を引き起こしているニホンジカ、イノシシ、ニホンザルについて被害の大幅な軽減を目指す。また、人里への出没が相次いでいるツキノワグマ対策も推進する。全体的に現状値（令和6年度）から3割の削減を目指す目標値（令和10年度）とする。

#### [総 額]

指 標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
面 積	58.6 h a	41.0 h a
金 額	31,418 千円	21,992 千円

#### [ニホンジカ]

指 標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
面 積	32.3 h a	22.6 h a
金 額	14,158 千円	9,911 千円

#### [イノシシ]

指 標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
面 積	23.0 h a	16.1 h a
金 額	7,209 千円	5,046 千円

#### [ニホンザル]

指 標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
面 積	0.7 h a	0.5 h a
金 額	390 千円	273 千円

#### [アライグマ]

指 標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
面 積	0.9 h a	0.6 h a
金 額	314 千円	220 千円

#### [ヌートリア]

指 標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
面 積	0.1 h a	0.07 h a
金 額	139 千円	97 千円

#### [ハクビシン]

指 標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
面 積	0.3 h a	0.2 h a
金 額	5 千円	3 千円

#### [ツキノワグマ]

指 標	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
面 積	0.7 h a	0.5 h a
金 額	863 千円	604 千円

〔カラス〕

指 標	現状値（令和 6 年度）	目標値（令和 1 0 年度）
面 積	0.6 h a	0.4 h a
金 額	630 千円	441 千円

〔カワウ〕

指 標	現状値（令和 6 年度）	目標値（令和 1 0 年度）
面 積	—	—
金 額	7,710 千円	5,397 千円

（４）従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組み	<p>〔捕獲体制の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・（一社）南丹市猟友会に有害鳥獣捕獲を委託し 4 捕獲班による銃・わなを用いた捕獲を実施</li> <li>・南丹地域野生鳥獣広域捕獲協議会のもと、隣接市町の猟友会と連携し市町界等における広域有害鳥獣捕獲を実施</li> <li>・ハンタードローンを活用した有害鳥獣捕獲及び追払いの実施</li> <li>・（一社）南丹市猟友会の協力を得てニホンザル大型檻の運用</li> <li>・特定外来生物法に基づく住民によるアライグマ捕獲（市から捕獲檻の貸出）及びその他の小動物の有害鳥獣捕獲</li> <li>・カワウによる内水面漁業被害対策の実施</li> <li>・捕獲員に係る銃猟及び網猟・わな猟免許取得経費支援及びマナー向上講習の実施</li> <li>・ドローンの技能取得経費支援</li> </ul> <p>〔捕獲機材の導入〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・獣害監視センサー導入</li> <li>・サル用大型檻を 2 箇所を導入（1 基は ICT 監視機能有）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・猟友会員の高齢化に伴う後継者の不足</li> <li>・シカやイノシシ等の捕獲個体の埋設処分や処理施設への搬送が重労働で捕獲員の負担になっている。</li> <li>・ドローン操縦者のさらなる確保と法改正に伴う国家資格取得対応</li> <li>・府との連携の強化推進</li> <li>・アライグマ捕獲の充実と小動物等の捕獲推進</li> <li>・広域的な捕獲の必要性</li> <li>・ニホンザルの群れの個体数把握や生息状況調査が困難</li> <li>・園部町と美山町に設置したサル用大型檻の運用の最適化</li> <li>・カワウとともに増加するサギ類の対策強化</li> <li>・人里への出没が常態化しているツキノワグマへの対応</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟犬用ドッグナビ導入</li> <li>・ アライグマ捕獲檻導入</li> </ul> <p>〔捕獲鳥獣の処理方法〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 減容化施設への搬入処理及び埋設処分及び自家消費</li> </ul>	
防護柵の設置等に関する取組	<p>〔防護柵の設置〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国補助事業及び府補助事業等を活用した防護柵の設置</li> </ul> <p>令和4～6年度実績</p> <p>67箇所</p> <p>防護柵 81,626.69m</p> <p>グレーチング 11.95㎡</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ニホンザル被害対策のため、従来のワイヤーメッシュ柵の上にサル用電気柵を設置</li> <li>・ グレーチング付U字溝による侵入防止装置を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 広域的な防除の必要性</li> <li>・ 住民主体で行う効果的な追払いができていない</li> <li>・ 高齢化に伴い防護柵の点検、補修ができなくなっている</li> </ul>
生息環境管理その他の取組み	<p>〔緩衝帯の整備〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市内全戸配布による以下の広報実施</li> </ul> <p>緩衝帯の設置</p> <p>放任果樹の除去</p> <p>ひこばえの除去</p> <p>農作物残渣の放置防止</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 住民主体のサルの追払い活動</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 耕作放棄地の保全管理、ひこばえの除去等環境整備ができていない集落が多くある</li> <li>・ 被害を招く放任果樹について集落で現状把握ができていない</li> <li>・ 集落一丸となった取り組みにまで至っていない</li> </ul>

#### (5) 今後の取組方針

<p>従来講じてきた上記被害対策に加え、次の取組みを実施</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 猟友会員の後継者対策</li> <li>・ 防護柵未整備地の解消</li> <li>・ 鳥獣害防止総合対策事業（府事業）等を活用した、獣害を受けにくい集落環境の整備など、地域ぐるみの取組みの推進</li> <li>・ 個体数調整については南丹地域野生鳥獣広域捕獲協議会のもと、隣接市町及び隣接市町猟友会と連携し、市町界等において、広域有害鳥獣捕獲を実施</li> <li>・ 市町・府県域にまたがるニホンザル群に対して、府縣市町連携による広域的・一体的なニホンザル管理・個体数調整等・被害対策の実施及び専門技術の活用を推進</li> <li>・ 鳥獣被害地域の生息数並びに被害状況等を把握し、同地域と連携した適正な鳥獣捕獲を推進</li> </ul>
---

- ・ニホンザルの地域個体群は、広域で行動しているため、近隣市町と協力して群れの個体数の把握や生息状況調査を行い、被害や捕獲等に関する情報を共有して広域的かつ一体的な被害対策を実施
- ・人里での出没が頻発するツキノワグマに対する有効的な防除方法の情報収集及び有害鳥獣捕獲と緊急銃猟の実施の検討

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ・（一社）南丹市猟友会と捕獲委託契約（銃・網・わな）
- ・南丹地域野生鳥獣広域捕獲協議会のもと、隣接市町及び隣接市町猟友会と連携し、特別チームを編成し、市町界等において、広域有害鳥獣捕獲を実施
- ・新規免許取得者で当該年度登録を行ったものに対し、市から経費を支援
- ・南丹市鳥獣被害対策実施隊員に対し、ドローンの技能取得に係る講習費等について市から助成金を交付
- ・京都府及び兵庫県のニホンザル特定鳥獣管理計画に基づく個体数調整等を実施するため、京都府、市間の情報共有を密にするとともに、広域的な生息状況調査をもとに被害軽減のための計画的な捕獲を（一社）南丹市猟友会の協力を受けて実施
- ・シカ、イノシシ捕獲用のわなでツキノワグマを誤捕獲した場合、京都府指導のもと、放獣または捕殺対応を実施
- ・人の生活圏にツキノワグマが出没し居座っている等の場合は、関係機関と調整の上、南丹市鳥獣被害対策実施隊によるツキノワグマの緊急銃猟及び有害捕獲を実施するため特別チームを編成し、人の生活圏からの排除を行う
- ・特定外来生物であるアライグマの捕獲と併せその他小動物に係る有害鳥獣捕獲を一層推進するため地域ごとにチーム編成を行い、市民と一体となった裾野の広い捕獲を実施

#### (2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
8～10	ニホンジカ イノシシ ニホンザル アライグマ ツキノワグマ カワウ他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・銃猟及び網・わな猟免許取得経費支援（南丹市単費事業）</li> <li>・ツキノワグマの有害鳥獣捕獲については京都府と調整を図り、捕獲檻を設置する</li> </ul>
8～10	アライグマ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特定外来生物法に基づく防除計画の確認を受け、防除事業実施のための捕獲機材を適宜導入</li> </ul>

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方	
<p>ニホンジカ及びイノシシについては京都府策定の第二種特定鳥獣管理計画上の府全体の年間捕獲目標数から有害鳥獣捕獲分を算出し、その値に南丹市の森林面積割合で按分し、算出する。</p> <p>ニホンザルについては京都府第二種特定鳥獣管理計画ーニホンザルー上の基準に基づき捕獲することとなるが、集落による追い払いの効果が出やすいとされるサイズ（個体数及びオトナメスの数）にすることを目標として設定する。捕獲情報については、京都府、兵庫県間での共有に努める。</p> <p>なお、過度に人を威嚇したり、人家へ侵入したりするなど、人身被害を発生させる危険性の高い個体は、対象個体を特定して捕獲を行うため、この限りでない。</p> <p>その他の鳥獣については、近年の捕獲実績や被害の状況等を考慮し設定する。</p>	

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ	2,900頭	2,900頭	2,900頭
イノシシ	1,700頭	1,700頭	1,700頭
ニホンザル	20頭	20頭	20頭
アライグマ	100頭	100頭	100頭
ヌートリア	10頭	10頭	10頭
ハクビシン	100頭	100頭	100頭
ツキノワグマ	15頭	15頭	15頭
カラス	50羽	50羽	50羽
カワウ	100羽	100羽	100羽

捕獲等の取組内容
<p>※ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル・アライグマ・ヌートリア・ハクビシン・ツキノワグマ・カラス・カワウ（サギ類含む）</p> <p>（一社）南丹市猟友会へ捕獲委託</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・銃器による捕獲 年6回（4～5月、5～6月、6～7月、8～9月、9～11月、3月）</li> <li>・網・わなによる捕獲 年4回（4～7月、7～9月、9～11月、3月）</li> </ul>

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
<p>ニホンジカ・イノシシ及びツキノワグマにあつては、散弾銃では射程距離や装弾数が足りず有効な駆除ができない面があつたが、ライフル銃を使用することにより距離の問題や多くの獲物が一度に出てきた際にも確実に仕留めることができ短時間で効率的な捕獲が可能である。</p>

（4）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
南丹市全域	ニホンジカ・イノシシ・ニホンザル等について、平成12年度より京都府より権限委譲済み

4. 防護柵の設置等に関する事項

（1）侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	金網柵及びワイヤーメッシュ柵 30,000 <sup>本</sup> 電気柵 5,000 <sup>本</sup>	金網柵及びワイヤーメッシュ柵 30,000 <sup>本</sup> 電気柵 5,000 <sup>本</sup>	金網柵及びワイヤーメッシュ柵 30,000 <sup>本</sup> 電気柵 5,000 <sup>本</sup>

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
ニホンジカ イノシシ ニホンザル	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の方による柵の見回り及び追払い活動の実施</li> <li>・ 破損部分の修繕及び電気柵における定期的な電圧測定の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の方による柵の見回り及び追払い活動の実施</li> <li>・ 破損部分の修繕及び電気柵における定期的な電圧測定の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域の方による柵の見回り及び追払い活動の実施</li> <li>・ 破損部分の修繕及び電気柵における定期的な電圧測定の実施</li> </ul>

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

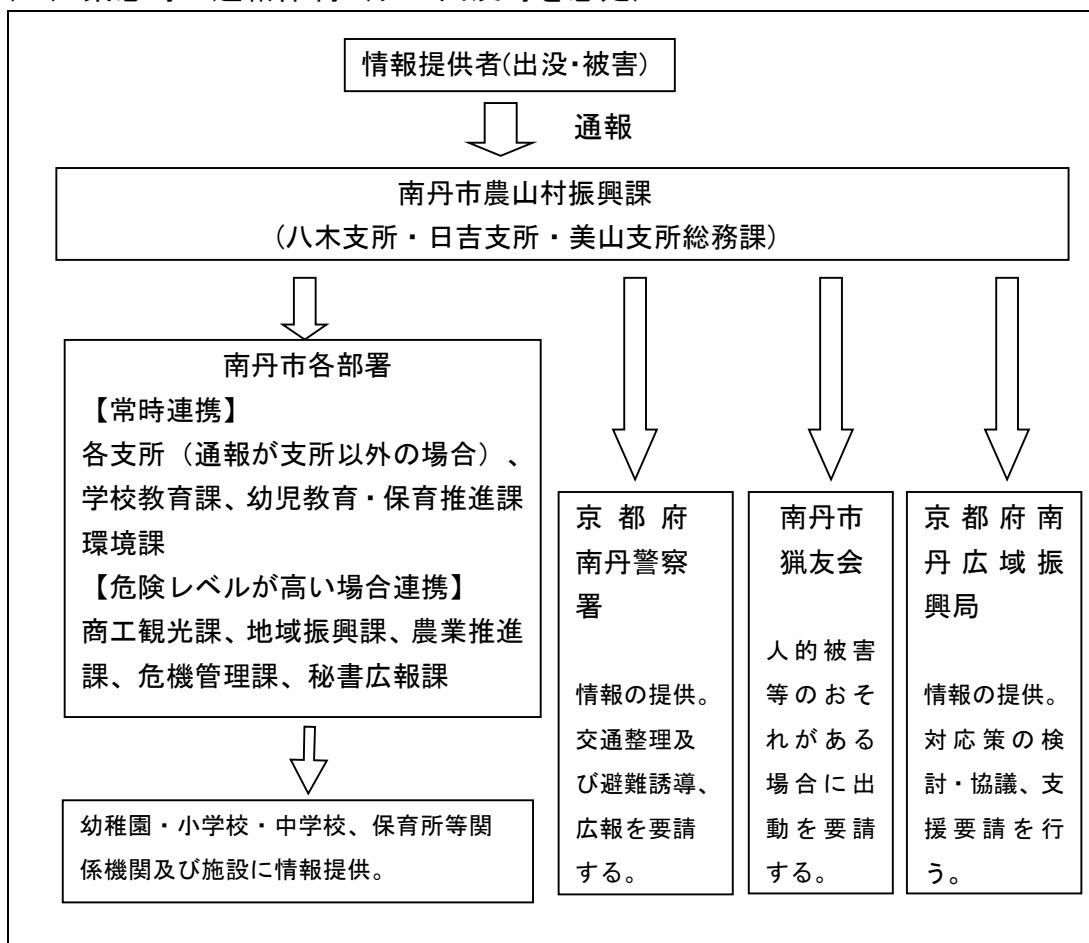
年度	対象鳥獣	取組内容
8～10	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ 他	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ ドローンを使った追払いの実施</li> <li>・ 侵入防止柵の設置・被害防除講習会の実施など、地域での防除対策の推進</li> <li>・ クマ剥ぎ被害防止施策（防止ロープ等）、有害捕獲（人身の被害・クマ剥ぎ被害の防止）の実施</li> <li>・ 放任果樹やひこばえを除去し、併せて農作物残渣を放置しないことで、有害鳥獣を引き寄せない</li> <li>・ 広域的に移動するニホンザル（地域個体群）に対して以下を実施する</li> <li>・ ICTを活用した広域的情報共有システムの推進</li> <li>・ 上記システムによる農家等への生息情報の提供</li> <li>・ 有効な追い払い実施集落の普及による市内全域の加害レベル低減のため、被害集落（農家）の追い払い体制整備のための研修会を開催</li> <li>・ ICTを活用した捕獲檻による捕獲により、群れの分裂を抑制し被害の拡大を防ぐ</li> </ul>

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
南丹市	必要に応じ(一社)南丹市猟友会と連携し、被害状況の確認、関係地区への周知を図る。 クマの出没等の緊急時は、本市関係部局、京都府南丹広域振興局、南丹警察署、駐在所等と連携し情報収集、広報活動、駆除を実施する。
(一社)南丹市猟友会	本市からの要請を受け、被害現場の確認、警戒及び捕獲を実施する。
京都府南丹警察署	情報収集、現場付近での注意喚起、警職法第4条第1項の適用の判断を行う。
京都府南丹広域振興局	市と連携して対応。情報収集、助言、市民の安全確保を図る。

(2) 緊急時の連絡体制(クマ出没時を想定)



## 7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

地域特産物としての地域活性化のための取り組みを支援する。  
殺処分した個体又はその個体の一部は、関係研究機関等に提供して、今後の被害対策等のための検体とするほか、それ以外の個体は埋設又は減容化施設等で処理するものとする。

## 8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

### (1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	・食肉として流通させている事業者等の流通拡大支援を行う
ペットフード	・関係機関と連携し、有効利用について情報収集する
皮革	
その他 (油脂、骨製品、角製品、動物園等でのと体給餌、学術研究等)	

### (2) 処理加工施設の取組

南丹市内においては、以下の5団体が運営する食肉加工処理施設で処理及び加工を行っている。

- ・田歌舎 美山町田歌
- ・一網打尽 美山町盛郷
- ・つつい 美山町長谷
- ・江和ランド 美山町江和
- ・SAMKA 園部町天引

### (3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の取組

関係機関と連携を図り、他市町の事例等も踏まえつつ、研究を行う。

## 9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

### (1) 協議会に関する事項

協議会の名称	南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会
構成機関の名称	役割
南丹市	事務局、協議会の運営 農林水産業被害対策の指導・助言と実施
京都府南丹広域振興局	諸制度の情報提供、府関係機関との調整
南丹市農業委員会	農家、集落、被害実態の情報提供
京都農業協同組合	農作物被害の情報提供、対策
園部町森林組合・八木町森林組合・日吉町森林組合・美山町森林組合	森林被害状況の情報提供、対策
(一社)南丹市猟友会	有害鳥獣の生息状況、捕獲実態の情報提供
京都府緑の指導員	野生鳥獣保護と駆除についての情報提供
美山漁業協同組合、大堰川漁業協同組合、上桂川漁業協同組合	内水面漁業被害の情報提供、対策

### (2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
大丹波地域サル対策広域協議会	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援
京都府カワウ対策協議会	被害防除のための生息状況調査及び情報提供、追い払い支援

### (3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

市職員で構成する実施隊については、ニホンザルやツキノワグマの出没対応に従事し、府の出先機関による南丹地域野生鳥獣被害対策チームの構成員として捕獲・追い払い・防除技術の指導業務に従事するとともに、近隣市町の実施隊と連携して被害防除に取り組む。また、アライグマに関しては特定外来生物法に基づく防除計画の確認を受け、防除事業実施のための捕獲機材の貸し出しにより捕獲の充実を図る。

(一社)南丹市猟友会で構成する実施隊については、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条の規定に基づき、鳥獣被害防止を適切に実施するため、非常勤公務員として南丹市長が任命し、南丹市野生鳥獣被害対策運営協議会で計画する(一社)南丹市猟友会への捕獲委託契約以外の緊急時等における、被害防止に係る出動に従事するための銃器班を中心にそれらを補完するわな班を一部構成し対象とする。

#### (4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

野生鳥獣被害総合対策事業及び鳥獣被害防止緊急捕獲対策事業の実施については、地域住民が主体となって、有害鳥獣対策の推進のため、被害ゼロの地域づくりプランを作成の上、南丹地域野生動物対策チームと連携し、効果的な事業を組み合わせ、被害ゼロの集落づくりをめざす。

特定外来生物法に基づき、農林水産業及び生活、生態系への被害を最小限に食い止めるため、(一社)南丹市猟友会及び地域住民と連携し、捕獲及び防除を実施する。

また、市担当職員の不足を補うため、会計年度任用職員による現場対応や被害防除の指導を進める。

#### 10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

捕獲の促進に資するよう、侵入防止柵及び捕獲檻の整備に当たっては、ICTを活用したわな等の一体的な整備を検討する。

近年、ハクビシンやタヌキなどの小動物による被害が顕著なことから、特定外来生物法に基づく捕獲と併せて、小動物等の捕獲を進め、農作物の被害抑制及び住居侵入など生活環境への被害等削減に努める。